

福島県地域訓練協議会設置要綱

1 目的

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）を実施するに当たり、国で策定する全国規模の総合的な職業訓練実施計画も踏まえ、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模の設定、訓練実施機関の開拓や地域の関係機関間の連携方策等について企画・検討を行う場として、福島県地域訓練協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

2 構成

(1) 協議会は、以下に掲げる者を参集者として構成する。

① 有識者

人事労務分野に係る大学教授など職業能力形成分野に精通している者

② 労使団体その他産業界関係者

福島県経営者協会連合会の役員または同等クラスの者及び実務担当者

福島県中小企業団体中央会の役員または同等クラスの者及び実務担当者

福島県商工会議所連合会の役員または同等クラスの者及び実務担当者

福島県商工会連合会の役員または同等クラスの者及び実務担当者

日本労働組合総連合会福島県連合会の役員または同等クラスの者及び実務担当者

③ 教育・教育訓練機関等

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部長

福島県専修学校各種学校連合会の役員または同等クラスの者

福島県職業能力開発協会の役員または同等クラスの者

全国産業人能力開発団体連合会の推薦する者

④ 地方公共団体

福島県商工労働部長

⑤ 都道府県労働局

福島労働局職業安定部長

(2) 協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 会長

(1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

(2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 協議会の開催

協議会は、原則として年2回開催し、中央訓練協議会の開催に合わせて開催する。

5 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福島県における公的職業訓練の訓練実施分野及び規模の設定に関すること。
- (2) 訓練実施機関の開拓や関係機関間の連携方策等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

6 事務局

協議会の事務局は、福島労働局職業安定部に置く。

7 その他

- (1) 協議会の議事については、別に協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月22日から施行する。

平成24年1月11日一部改正

平成27年4月23日一部改正

附 則

この要綱は、平成27年10月27日から施行する。